

Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

国際交流野外パーティー

日本語記事は11ページにあります。

Festa de intercâmbio internacional ao ar livre

Em um dia agradável de outono, que tal fazer um intercâmbio divertido, com os estudantes e estagiários estrangeiros da Universidade "Aichi Kyoiku" e da Universidade "Ohka Gakuen" fazendo churrasco e jogos ?

▼Data: 2 de outubro (domingo) das 11:00 às 15:00

▼Local: Parque Suhara de Kariya [local de camping]

▼Nº. de participantes: 50 pessoas (por ordem de inscrição)

▼Taxa de participação: para estudantes do ginásio ou idade superior = 1000 ienes, primário = 500 ienes, idade pré-escolar ou inferior = gratuito

▼Informações: Telefonar para da Associação Internacional de Chiryu (Kokusai Koryu Kyokai Jimukyoku) entre 1º. (quinta) à 20 (terça) de setembro, das 9:00 às 17:00). (ramal 333)

International Exchange BBQ Party

Let's enjoy an autumn BBQ and games! Exchange students from Aichi University of Education and Oka Gakuen University will attend.

▼Time: Sunday, October 2nd 11:00 a.m. -3:00 p.m.

▼Place: Day Camping Area in Kariya Suhara Koen

▼Participants: up to 50 people, on a first-come, first served basis

▼Fee: Junior high school age or older 1000 yen, Elementary school students 500 yen, Preschool kids free

▼Application period: Thursday, September 1st ~ Tuesday, September 20

▼Application and Information: The Chiryu International Exchange Association Office (ex.333)

9月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

〇〇市役所 市民相談コーナー〇〇

▷ところ 市役所1階南側の外国人相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談 (ポルトガル語の通訳など)	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー (内線159)

▷ところ 市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
市民相談 (市役所での手続きなど一般相談)	月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (内線204) または 市民課 (内線198)
多重債務相談 (要予約)	毎月第2・第4火曜日 午後3時～5時15分	
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週金曜日 午後1時～4時	市民相談コーナー (内線202)または 経済課(内線212)
高齢者職業支援相談 (祝日を除く)	毎週火・水・金曜日 午前9時～正午	市民相談コーナー (内線203)または 経済課(内線211) 福祉課(内線142)
障がい者職業支援相談	午後1時～4時	

〇〇各種専門分野 相談コーナー〇〇

市では、税務全般、教育・子育て支援、高齢者の健康管理、障がい福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	担当課
税務相談	9月20日(火) 午前9時～正午	市役所2階 打合室②南	税務課 市民税係 (内線137)
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所2階 第4相談室	学校教育課 (内線276・277)
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所2階 第5相談室	子ども課 (内線223)
福祉相談 (身体障がい者)	9月18日(日) 午前10時～正午	身体障害者福祉センター (福祉体育館内)	長寿介護課 施設係 (☎82-5151)
手話相談 (聴覚障がい者)	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所1階 福祉課窓口	福祉課 福祉企画係 (FAX 83-1141)

詳しくは、担当課までお問合せください。

〇〇福祉の里八ツ田 相談コーナー〇〇

▷予約・問合せ 社会福祉協議会 (☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	毎週火曜日	午後1時～4時
交通事故相談(予約制で各回3人)	毎月第2火曜日	午後1時～4時
法律相談(予約制で6人まで)	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時
カウンセリング(予約制)	毎週水・土曜日	午後1時～2時

※法律相談は毎月1日(休日を除く)の午前8時30分から予約してください。

結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
労働相談	毎月第2火曜日	午後1時～4時
心身障がい者(児)生活相談	毎月第2水曜日	午後1時～3時
行政相談	毎月第2・4金曜日	午後1時～4時



このコーナーでは、消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介します。

Q. 自宅にマンション購入を勧める電話がかかってきます。断っても電話を切らず話したり、夜9時以降にもしつこくかかってきます。やんわり断っても聞いてくれないので、少し厳しい態度をとったところ、脅しめいた口調で自宅に来ると言われました。どう対処したらよいですか。

A. 宅地建物取引業法では、迷惑行為(電話による長時間の勧誘、私生活や業務の平穩を害するような方法により困惑させること)は禁止されています。県の条例でも、断っている者への再勧誘は禁止されています。しつこい電話勧誘は、毅然とした態度で断り続けましょう。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市役所内 相談コーナー】毎週金曜日：午後1時～4時 ▶問合せ 市民相談コーナー(内線202)・経済課(内線212)

【西三河県民生活プラザ】月～金曜日：午前9時～午後4時30分 ▶消費生活相談専用ダイヤル ☎0564(27)0999